

石川県保健環境センター研究評価実施要領

(目的)

第1条

この要領は、石川県保健環境センターが行う調査・試験・研究について、石川県試験研究評価指針に沿った評価を実施するため、必要な事項を定める。

(評価の対象)

第2条

研究評価（以下「評価」という。）の対象は、普及・指導・依頼試験等を除く調査・試験・研究（以下「調査研究」という。）とする。

(評価の区分及び時期)

第3条

評価は、次の各号に定める区分毎にそれぞれの時期において行うものとする。

(1) 事前評価

新規の調査研究を対象とし、着手する年度の予算要求時前に評価する。

(2) 中間評価

3年以上の研究期間を有する調査研究を対象とし、1年経過後においてその実績を次年度の予算要求前までに評価する。

ただし、調査研究の内容により、一定期間経過後においてその実績を評価することが適当なものは、前記にかかわらず適切な時期において実績を評価するものとする。

(3) 事後評価

終了した調査研究で、終了年度の翌年度に評価する。

(評価項目及び評価方法)

第4条

評価項目は以下の項目とする。

評価は、それぞれ項目について5段階評価を行い、全項目を合計して研究課題の評価を決定する。

なお、評価基準については、別添様式により行うものとする。

(1) 事前評価

- ア 調査研究の必要性
- イ 目標達成の可能性
- ウ 新規性・独創性
- エ 成果の発展性

(2) 中間評価

- ア 計画の妥当性
- イ 進捗度
- ウ 成果の実現性、普及の可能性

(3) 事後評価

- ア 計画の妥当性
- イ 達成度
- ウ 普及の可能性

(評価の実施機関と評価委員会)

第5条

保健環境センター所長（以下「所長」という。）は、内部評価委員会を設置し、所管する全ての調査研究について、組織内部における評価（以下「内部評価」という。）を行うものとする。

2 所長は、外部の有識者で構成する外部評価委員会を設置し、内部評価を行った調査研究のうち、より客観的、かつ、公正な評価を行う必要があると認めたものについて、評価（以下「外部評価」という。）を行うものとする。

3 内部評価委員会及び外部評価委員会の設置、運営のために必要な事項については、別に定める。

(内部評価の実施)

第6条

評価対象となる調査研究を担当するグループのグループリーダー（以下「研究担当GL」という。）は、当該調査研究の評価の区分に応じ、調査研究計画、中間報告、成果報告を内容とする調査研究評価調書を作成するものとする。

2 研究担当職員が所属する部の部長（以下「担当部長」という。）は、前項の調査研究評価調書により部長評価を行い、その結果を内部評価票に記載の上、当該調査研究評価調書に添えて、内部評価委員会に提出するものとする。

3 内部評価委員会は、調査研究評価調書及び担当部長評価結果について、それぞれ研究担当GL及び担当部長に説明を行わせるものとする。

4 内部評価委員会委員は、調査研究評価調書、担当部長評価の結果等により当該調査研究を評価し、その結果を内部評価票に記載するものとする。

5 内部評価委員会の長は、各委員の評価を基に総合的な評価を行うものとする。

(外部評価の実施)

第7条

所長は、内部評価票の評価結果を確認した上で、実施が適当でありかつ各部局が戦略的重点研究課題と位置付ける調査研究について、外部評価を行うものとする。

- 2 所長は、外部評価委員会委員の評価資料として、内部評価結果を転記した外部評価票、同項の調査研究評価調書を提出するものとする。
- 3 所長は、外部評価委員会を開催し、それぞれ研究担当GL及び担当部長等に、調査研究評価調書及び内部評価結果等について説明を行わせるものとする。
- 4 外部評価委員会委員は、調査研究評価調書、内部評価結果等により、当該調査研究を評価し、その結果を外部評価票に記載するものとする。
- 5 外部評価委員会の長は、各委員の評価を基に総合的な評価を行うものとし、評価結果を所長に送付する。
- 6 所長は、外部評価票の内容により、当該評価に係る調査研究計画の改善、実施の是非等を決定し、その内容を外部評価委員会の長に送付するものとする。

(評価委員会委員等の責務)

第8条

内部評価委員会の委員並びに外部評価委員会の委員は、厳正な評価に努めるとともに、評価に当たって、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(評価結果の活用)

第9条

所長は、評価の結果を基に、保健環境センターにおける調査研究計画等の見直しを行うなど、その結果を活用するものとする。

(評価結果の公表)

第10条

保健環境センターは、外部評価の結果及びこれに基づく改善の取組みについては、個人情報や企業情報、知的財産権の内容等の機密保持が必要な場合を除き、適切な方法により県民、企業等に公表するものとする。

(その他)

第11条

この要領に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成16年6月7日から施行する。

この要領は、平成19年6月25日から施行する。

この要領は、平成20年12月5日から施行する。

この要領は、平成25年2月27日から施行する。